檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、村内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なむらづくりに寄与することを目的として、村内の住宅に家庭用防犯カメラ又はカメラ付きインターホン（以下「防犯カメラ等」という。）を設置した者に対して檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、檜原村補助金交付規則（昭和35年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たす者とする。

　(1)　申請日時点で、村内に住民登録がある個人であること。

　(2)　世帯員全員が村税（国民健康保険税を含む。）等を滞納していないこと。

　(3)　檜原村暴力団排除条例（平成24年条例第13条）第2条に規定する者でないこと。

　(4)　住宅等の売買を目的として実施するものではないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業は、村内の住宅に次の機器を設置するものとする。

　(1)　防犯カメラの設置のうち、次に掲げるものを満たすもの。

　　ア　設置場所が住宅等の敷地内であること。

　　イ　不必要な個人の映像を撮影しないよう、住宅の敷地内を主として撮影するよう撮影範囲に留意すること。

　　ウ　やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、当該隣家に居住する者の承諾を得ること。

(2)　カメラ付きインターホンの設置又は交換

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、20,000円を限度とし、補助対象経費（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

２　補助金は、予算の範囲内において交付する。

３　補助金の交付は、一つの住宅につき1回限りとする。ただし、二世帯住宅等、玄関が2以上ある場合は、それぞれについて1回限り交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

　(1)　防犯カメラ等の概要及び設置に要した費用が分かる書類

　(2)　自己の所有する住宅以外の住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書

　(3)　設置した防犯カメラ等の設置状況が確認できる写真

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、前条により申請を受けた際はその内容を審査する。

２　補助金を交付することを決定したとき若しくは補助金を交付しないことを決定したときは、檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）若しくは檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　村長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付決定の取り消し）

第８条　村長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

　(2)　補助決定者から文書で申請の取り下げがあったとき。

　(3)　本事業に係る村の指示に従わなかったとき。

　(4)　交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

２　村長は、前項の規定による取り消しを行ったときは、速やかに檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第９条　補助金の交付決定通知を受けた申請者は、檜原村家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付請求書（様式第５号）により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

（補助金の返還）

第１０条　村長は、第８条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

第１１条　村長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された案件について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

（免責）

第１２条　村長は、この補助金交付に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

　　　附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。